

# 医療・介護情報共有ネットワーク 「ルピナスネット出雲」 利用規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 「ルピナスネット出雲」 利用規約(以下「本規約」という。)は、出雲市民に関わる医療機関、介護サービス事業所、出雲市が認めた者及び行政等による医療・介護情報共有ネットワーク(以下「ルピナスネット出雲」という。)を適正かつ円滑に運営することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規約においてルピナスネット出雲とは、医療・介護サービス等を受ける者又は受けようとする者(以下「支援対象者」という。)の個人情報保護を厳重に図り、電子@連絡帳を活用した情報共有を行うことで、多職種連携の深化・効率化を図り、市民により質の高い医療・介護サービス等を提供することを目的とした仕組みを提供するものとする。

### (サービスの内容)

第3条 ルピナスネット出雲は、次に掲げるサービスを提供する。

- 1 電子@連絡帳による支援対象者、研修・事務連絡等の情報を共有するサービス
- 2 ルピナスネット出雲の概要、医療・介護関係機関のサービス、医療・介護に関する出雲市からの情報等を公開するポータルサイトサービス
- 3 その他、出雲市が本ネットワークの目的を達成するために必要と認めるサービス

### (サービスの運営)

第4条 ルピナスネット出雲の運営を行う者(以下「サービス運用者」という。)は、出雲市とする。

- 2 前項のサービス運用者において、ルピナスネット出雲の運用管理、その他サービスの運用管理に関する業務を行う組織(以下「事務局」という。)は、出雲市健康福祉部医療介護連携課とする。
- 3 サービス運用者は、ルピナスネット出雲の運用管理の事務を委託する場合は、契約を締結する受託事業者(以下「契約事業者」という。)へ本規約のほか、国の法律及びガイドラインに準じたサービス仕様書、情報セキュリティ基本方針、並びに契約内容に基づき、ルピナスネット出雲及び電子@連絡帳の運用管理の事務を適切に行わせるものとする。

## 第2章 電子@連絡帳サービス

### 第1節 利用権限・アカウント情報の管理に関すること

#### (利用施設の範囲)

第5条 電子@連絡帳サービスを利用できる施設等(以下「利用施設」という。)は、出雲市民への医療・介護サービス等の提供に関して、事務局が必要と認めた者とする。

- 2 利用施設においては、電子@連絡帳に関する管理者(以下、「施設管理者」という。)を置かなければならない。
- 3 施設管理者は、当該施設に属する者が、電子@連絡帳サービスを適切に利用できるよう努めなければならない。

#### (システム利用者)

第6条 前条に基づく利用施設において、電子@連絡帳を利用することができる者は、当該利用施

設に属する者で、次条第2項により専用の利用者識別番号を付与された者(以下、「システム利用者」という。)とする。

- 2 サービス運用者が他の市町村等と電子@連絡帳に関する広域連携協定書を締結している場合、システム利用者は、協定を締結している市町村等の医療機関、介護サービス事業所等と情報連携ができる。
- 3 前項の規定により支援対象者の情報を連携する場合は、連携する市町村等のネットワークの利用規約を遵守しなければならない。

(システム利用者の設定)

第7条 サービス運用者より登録の承認を受けた施設管理者は、利用者管理システムを使用し、電子@連絡帳の利用を行おうとする者ごとに専用の利用者識別番号(以下「ユーザーID」という。)及び暗証番号(以下「パスワード」という。)の付与を行う。

(登録内容の変更)

第8条 施設管理者は、人事異動等により登録した内容に変更が生じた場合は、ポータルサイトを使用して速やかに登録内容の変更を行うものとする。

(登録の廃止)

第9条 利用施設において電子@連絡帳の登録を廃止する場合は、施設管理者はポータルサイトからサービス運用者に対して利用廃止の申請を行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第10条 利用施設において自己のユーザーID又はパスワードが不明となったシステム利用者が生じた場合、施設管理者は、当該ユーザーID又はパスワードの再発行をすることができる。

- 2 前項の場合においてユーザーID又はパスワードの再発行が困難な場合、施設管理者は、サービス運用者へ当該ユーザーIDの利用停止、並びに新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができる。

(ユーザーID、パスワードの管理運用)

第11条 施設管理者より電子@連絡帳のシステム利用者に付与されたユーザーID及びパスワードを利用できる者は、当該システム利用者のみとする。

- 2 システム利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うとともに、自己のユーザーID及びパスワードにより電子@連絡帳でなされた一切の行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として支援対象者にかかる医療・介護情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、施設管理者及びシステム利用者は細心の注意をもって管理しなければならない。
- 4 システム利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、若しくは開示し又は使用させてはならない。
- 5 システム利用者は、パスワードを定期的に変更する等、第三者へのパスワードの漏洩防止に努めるものとする。

## 第2節 運用及び利用に関すること

(事業所内における周知)

第 12 条 利用施設は、電子@連絡帳を利用している旨を説明するなどして、支援対象者及びその家族への周知に努めなければならない。

(情報共有方法)

第 13 条 システム利用者が電子@連絡帳によって共有した支援対象者の情報は、ストレージ領域に保管され、アクセス許可のあるシステム利用者のみ当該情報にアクセスすることができる。

(支援対象者の同意)

第 14 条 システム利用者は、電子@連絡帳を利用して支援対象者に関する情報を他のシステム利用者と共有する場合は、同意書により支援対象者本人(未成年者の場合はその家族)または代理人の同意を得たうえで、支援対象者の情報を電子@連絡帳に登録するものとする。

2 システム利用者は、支援対象者本人(未成年又は同意困難の場合はその家族)または代理人から電子@連絡帳の利用中止の申し出があった場合は、当該支援対象者の登録データを削除するものとする。

(共有情報の保管期間)

第 15 条 電子@連絡帳によって共有された情報は、更新がなされた日から起算して最低 3 年間以上保管するものとする。ただし、サービス運用者と契約事業者の契約がある限りとする。

(共有情報の取扱い)

第 16 条 電子@連絡帳により共有された支援対象者の情報は、医療・介護に関する参照情報として取り扱うものとする。

2 他の市町村等との広域連携協定書が締結された場合は、電子@連絡帳で取り扱う情報を当該市町村等との間で共有することができる。

(禁止行為)

第 17 条 システム利用者は、電子@連絡帳の利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為

(3) 他のシステム利用者、第三者又はサービス運用者の著作権又はその他の権利を侵害する行為

(4) 他のシステム利用者又は第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為

(5) 他のシステム利用者又は第三者を誹謗中傷する行為

(6) 本規約及び法令に違反する行為

(7) 虚偽の内容で利用登録を行うこと

(8) 電子@連絡帳に保管されている情報を意図的に改ざんする行為

(9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用する行為又は第三者に使用させる行為

(10) 不正アクセス等のルピナスネット出雲の運営を妨げる行為

(11) 政治活動若しくはこれに類似する活動又は政治団体への勧誘行為

(12) 宗教活動若しくはこれに類似する活動又は政治団体への勧誘行為

(13) 前各号に定める行為のほか、サービス運用者が不適切と判断した場合

2 システム利用者が前項のいずれかに該当する場合、サービス運用者は当該システム利用者に事前に通知又は催告することなく、利用施設の登録の廃止またはシステム利用者としての資格の停止を行うことができるものとする。

- 3 サービス運用者及び契約事業者は、システム利用者が第1項の各号のいずれかに該当することでサービス運用者及び契約事業者が損害を被った場合、システム利用者に対し、損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(免責事項)

第18条 電子@連絡帳で取り扱う情報の内容について、サービス運用者又は契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しないものとする。

- 2 電子@連絡帳が提供するサービスの停止、変更若しくは中止又は対象者の情報の流出若しくは消失又はその他のサービスの利用に関連してシステム利用者又は第三者に損害が発生した場合は、サービス運用者及び契約事業者の故意又は重過失による場合を除き、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わないものとする。

- 3 電子@連絡帳が提供するサービスを通じて、システム利用者間又はシステム利用者と第三者間で生じた紛争について、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わないものとする。

### 第3節 セキュリティに関すること

(利用環境の整備)

第19条 利用施設は、サービスを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の責任において整備するものとする。

(セキュリティ対策及び個人情報の保護)

第20条 施設管理者及びシステム利用者は、電子@連絡帳で取り扱う情報について、個人情報保護法及びその他条例等の関係法令を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

- 2 施設管理者は、機密保持に係るシステム利用者の責任を明確にするとともに、使用する機器等の管理について必要なセキュリティ対策を講じるものとする。また、システム利用者へのセキュリティ教育を定期的実施するとともに、重大なセキュリティ事故等が起こったときは、システム利用者に対して必要の都度実施するものとする。

- 3 システム利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、使用する機器等の取扱いについて特段の注意を払わなければならない。

- 4 施設管理者は、サービス運用者から電子@連絡帳に関する情報の提示を求められた場合は拒否できない。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第21条 施設管理者及びシステム利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、速やかにサービス運用者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。

- 2 サービス運用者及び契約事業者は、前項の報告を受けたときは、速やかに情報漏洩防止等の措置をとらなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第22条 電子@連絡帳で取り扱う情報処理システムを保護するため、システム利用者が外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとする。

(コンピュータウィルス対策)

第23条 利用施設は、属する施設管理者及びシステム利用者に対し、ウィルス対策ソフトウェアを導入する等、セキュリティ対策を講じた上で、電子@連絡帳を使用させるとともに、その維持管理を実施しなければならない。

(利用の一時停止)

第24条 サービス運用者は、システム利用者のユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認められた場合は、当該システム利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

### 第3章 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第25条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、ルピナスネット出雲の概要や医療・介護関係機関のサービスの情報等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

2 ポータルサイトサービスで公開する医療・介護関係機関のサービスの情報は、施設名、住所、連絡先、施設分類等とする。ただし、施設管理者は利用施設の情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(公開情報の管理)

第26条 ポータルサイトサービスで公開する情報の管理は、サービス運用者が行うものとする。

### 第4章 ルピナスネット出雲のサービス提供に関すること

(サービス内容の変更)

第27条 サービス運用者は、ルピナスネット出雲で提供するサービスの内容について、必要と認められた場合に適宜変更することができるものとする。

2 前項に定める変更を行った場合は、サービス運用者は、システム利用者へ変更内容について周知するものとする。

(サービスの一時停止)

第28条 サービス運用者及び契約事業者は、次のいずれかに該当する場合は、施設管理者及びシステム利用者に事前に通知することなく、一時的に電子@連絡帳のサービスを停止することができるものとする。

(1) 緊急でシステム保守作業を行う必要がある場合

(2) 火災又は停電等によりサービスの提供ができなくなった場合

(3) 天災又は不慮の事故によりサービスの提供ができなくなった場合

(4) 前各号に定めるほか、運用面又は技術面の問題により、サービス運用者及び契約事業者がサービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

(サービスの中止)

第29条 サービス運用者は、あらかじめ利用者に通知したうえでルピナスネット出雲のサービス提供を中止することができる。

### 第5章 その他

(本規約の取り扱いについて)

第30条 ルピナスネット出雲を利用する者は本規約に定める事項に従わなければならない。

2 ルピナスネット出雲の提供するサービスを利用した場合は、本規約に同意したものとみなす。

(規約の変更)

第31条 サービス運用者は、必要があると認めるときは、本規約の変更を行うことができるものとする。

2 前項の変更を行った場合、サービス運用者は、ポータルサイトサービス等を通じてシステム利用者へ変更内容を周知するものとする。

3 第1項に定める利用規約の変更後に、ルピナスネット出雲を利用した者は、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和6年2月16日から施行する。